

労働者派遣事業におけるマージン率等の公開

①令和7年9月30日付け 派遣労働者数

2人

②令和6年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）派遣先事業所数（実数）

1事業所

③令和6年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）労働者派遣に関する料金の額の平均額

¥31,600円（8時間 全業務平均）

④令和6年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）派遣労働者の賃金の額の平均額

¥19,628円（8時間 全業務平均）

⑤令和6年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）マージン率

37.9%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\text{前事業年度における派遣元事業者ごとの派遣労働者1人1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \right] - \left[\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの賃金の額の平均額} \right]}{\left[\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

⑥労働派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働派遣法第30条の4第1項の労使協定を
締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (期間を定めていない派遣労働者)
当該労使協定の有効期間の終期 (令和 8年 3月31日)

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦労働労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別 | 対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法 OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額 無償・有償 | 賃金支給 有給・無給 |
|-----------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規採用者訓練 | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| CAD オペ 研修 | 派遣中 | OJT・OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 制御盤研修 | 待機中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

伊藤 仁志 電話番号 0774-24-0028

事業所名 有限会社伊藤電機製作所

許可番号 派26-300578